

大淵池公園指定管理に関する基本協定書（案）

令和〇年〇月

※本協定書案は、現時点において想定される県及び指定管理者の基本的な役割分担等を記載したものであり、指定管理者が提出した提案の内容及び指定管理者との協議により、各条項の記載内容等を修正する予定です。

目 次

第1章 総 則	4
第1条 (本協定の目的)	4
第2条 (信義誠実の原則)	4
第3条 (指定期間)	4
第2章 業務の範囲と実施条件	4
第4条 (管理対象施設等)	4
第4条の2 (備品の所有権等)	4
第5条 (本業務の範囲及び実施条件)	5
第6条 (甲と乙の業務分担)	5
第3章 本業務の実施にあたっての留意事項	7
第7条 (法令遵守等)	7
第8条 (個人情報保護)	7
第8条の2 (奈良県公契約条例の遵守)	7
第9条 (秘密の保持)	7
第10条 (帳簿等の備え付け)	7
第11条 (文書管理)	8
第12条 (環境配慮)	8
第13条 (適格請求書等保存方式への対応)	8
第14条 (会計年度及び経理区分)	8
第15条 (利用促進のための広報の実施)	8
第16条 (利用者等満足度調査等の実施)	8
第17条 (自主事業の実施)	9
第18条 (県事業等への協力)	9
第19条 (運営目標の設定)	9
第20条 (運営評価の実施)	9
第21条 (施設予約システムの運用)	9
第22条 (使用承認書に用いる名称及び印影)	10
第23条 (総括責任者等の報告)	10
第24条 (連絡体制)	10
第25条 (緊急時の対応)	10
第26条 (開業準備等)	10
第27条 (業務の一部の第三者への委託)	11
第28条 (施設等の修繕等)	11

第29条	(保険の加入)	11
第4章	業務実施に係る乙の報告事項等	11
第30条	(年間業務計画書)	12
第31条	(年間業務報告書)	12
第32条	(例月業務報告書)	12
第33条	(決算資料の提出)	12
第34条	(資料等の提出要求への対応)	12
第35条	(業務実施状況の確認と改善指示)	13
第36条	(評価の実施)	13
第5章	委託料及び利用料金	13
第37条	(委託料の支払い)	13
第38条	(委託料の変更)	14
第39条	(利用料金収入の取扱い)	14
第40条	(利用料金の決定)	14
第41条	(利用料金の減免)	15
第6章	損害賠償及び不可抗力	15
第42条	(リスク分担)	15
第43条	(損害賠償義務)	16
第44条	(第三者への賠償)	16
第45条	(不可抗力等発生時の対応)	16
第46条	(不可抗力等によって発生した費用等の負担)	17
第47条	(不可抗力等による一部の業務実施の免除)	17
第7章	指定期間の終了	17
第48条	(業務の引継ぎ等)	17
第49条	(原状回復義務)	17
第50条	(備品の引き継ぎ)	18
第51条	(使用承認及び利用料金の扱い)	18
第8章	指定期間終了日前の指定の取消し	18
第52条	(本業務の継続が困難になった場合等の報告)	18
第53条	(乙の責めによる指定の取消し)	19
第54条	(不可抗力による指定の取消し)	20

第55条	(指定を取り消した場合の取り扱い)	21
------	-------------------	----

第9章 その他		21
----------------	--	----

第56条	(乙による改善等の申出)	21
第57条	(監査委員等による監査)	21
第58条	(情報公開)	21
第59条	(重要事項の変更の報告)	21
第60条	(禁止事項)	21
第61条	(請求、通知等の方法)	22
第62条	(共同体による業務の実施等)	22
第63条	(協定の変更)	22
第64条	(年度協定の締結)	22
第65条	(疑義についての協議)	22

別記	個人情報取扱特記事項	24～25
	特定公契約特約条項	26～30

別紙1	管理対象施設等	
別紙2	利用者等満足度調査結果の報告様式 (サービスの質の評価シート)	
別紙3	使用承認書に用いる印影	
別紙4	県と指定管理者との間の連絡体制	
別紙5	年間業務計画書の書式	
別紙6	年間業務報告書の書式	
別紙7	例月業務報告書の書式	
別紙8	モニタリングのフロー図	
別紙9	利用料金承認申請書の書式	

別添1	大湊池公園管理運營業務仕様書	
別添2	大湊池公園維持管理基本水準書	
別添3	奈良スーパーアプリ施設予約システム提供仕様書	

大淵池公園指定管理に関する基本協定書

奈良県（以下「甲」という。）と大淵池公園の指定管理者である〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおり、大淵池公園の指定管理に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが相互に協力し、大淵池公園を適正かつ円滑に管理するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（指定期間）

第3条 指定期間は、**令和7年4月1日から令和12年3月31日まで**とする。

第2章 業務の範囲と実施条件

（管理対象施設等）

第4条 乙が行う大淵池公園の管理業務（以下「本業務」という。）の対象となる施設、設備及び備品（長期間継続して使用保存することができる物品のうち、取得価格が2万円以上のものをいう。以下同じ。）は、**別紙1**のとおりとする。

2 乙は、前項の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を本業務のために無償で使用できるものとする。

3 乙は、善良な管理者の注意をもって施設等を管理し、常に良好な状態に保たなければならない。

（備品の所有権等）

第4条の2 本業務の実施に伴い利用料金収入や指定管理委託料を使用して乙が購入した備品の所有権は、すべて甲に帰するものとする。

2 前項の備品を購入した場合、乙は、第29条の規定による例月報告書にあわせ、甲に報告するものとする。

- 3 甲は、前項の規定による報告を受け、別紙1の修正が必要となった場合には、別紙1を修正し、乙に通知するものとする。
- 4 乙は、その責めに帰すべき事由により、備品をき損又は滅失したときは、それによって生じた損害・損失や増加費用を甲に賠償又は自己の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有する備品を購入若しくは調達しなければならない。指定期間の終了後、又は指定の取り消し後も同様とする。ただし甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。
- 5 前項にかかわらず、経年劣化等による備品の更新などの場合は、甲乙協議により対応を決定する。

(本業務の範囲及び実施条件)

第5条 乙が実施する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 奈良県立都市公園条例(昭和35年3月奈良県条例第11号。以下「都市公園条例」という。)第8条第1項第6号、第7号及び第8号に規定する公園施設の使用の承認に関する業務
 - (2) 大淵池公園の公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務
 - (3) 大淵池公園の施設等の維持管理に関する業務
 - (4) 大淵池公園の利用の促進に関する業務
 - (5) 都市公園条例第9条第1項又は第2項の規定による第1号の承認に係る監督処分に関する業務
 - (6) 都市公園条例第10条第1項又は第2項の規定による届出の受理及び都市公園法第5条に基づく公園施設の設置管理許可又は同第6条に基づく都市公園の占用許可等に係る書面の受理及び交付に関する業務
 - (7) 都市公園条例第5条の規定による大淵池公園の利用の禁止又は制限に関する業務
 - (8) 大淵池公園の施設等の供用に関する業務
 - (9) 前各号に掲げるほか、甲又は乙が必要と認める業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目及び乙が業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、本協定に定めるもののほか別添の大淵池公園管理運営業務仕様書、大淵池公園維持管理基本水準書及び奈良スーパーアプリ施設予約システム提供仕様書(以下「業務仕様書」という。)に定めるとおりとする。
 - 3 甲が大淵池公園の管理上特に必要と認めて乙に指示したときは、乙は当該指示に従うものとする。

(甲と乙との業務分担)

第6条 甲と乙との業務分担は、次に区分するとおりとする。

業務内容	指定管理者	県
施設（建物、構築物、機械設備）の保守点検	○	
施設の維持管理（植栽管理、清掃等含む）	○	
施設の修繕及びナラ枯れ・松枯れ対策	一件 250 万円以下のもの	一件 250 万円を超えるもの
公園施設の整備、大規模改修	(※1)	○
事故、災害等による施設の修繕（都市公園法第13条に基づく原因者による事故等の修繕・復旧工事を除く）	責めに帰する場合 都市公園法第13条に基づく原因者による事故に関する初動対応の場合	左以外の場合
災害時対応（待機連絡体制確保、被災状況の調査・報告、応急措置）	○	指示等
有料施設の使用承認	○	
施設の運営管理(利用指導、案内業務、苦情対応等)	○	
公園の法的管理（都市公園法第5条に基づく公園施設の設置管理許可、同法第6条に基づく都市公園の占用許可等）	申請・届出の受理及び許可等に係る書面の交付に限る（※2）	○
その他法令等により地方公共団体の長のみが行うことができる権限（使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可等）		○
施設の火災共済保険の加入		○
施設管理者賠償責任保険等の加入	○	
「利用者等満足度調査」の実施	○	
その他業務に関して県が依頼する調査の実施	○	
地域住民等からの苦情対応、地域・自治体との協調	○	

※1 公園施設の整備の内、事業計画書で指定管理者より提案があったもので、県が認めたものについては、乙の負担により整備を行うことができるものとする。

※2 申請・届出を受理した場合は、速やかに甲へ提出するとともに、許可に係る書面を甲から受領した場合は、速やかに申請者へ交付すること。

第3章 本業務の実施に当たっての留意事項

(法令遵守等)

第7条 乙は、本協定、第59条に規定する年度協定、別添業務仕様書、事業計画書（指定管理者の応募に当たり、乙が指定管理者指定申請書に添えて提出した事業計画書をいう。）及び年間業務計画書に従うほか、関係法令等を遵守して本業務を実施するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 乙又は本業務に従事する者（第25条に規定する乙から業務委託を受けて本業務に従事する者を含む。以下同じ。）は、本業務の実施に伴う個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(奈良県公契約条例の遵守)

第8条の2 乙は、奈良県公契約条例（平成26年奈良県条例第11号）を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙又は本業務に従事する者は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

(帳簿等の備え付け)

第10条 乙は、次の各号に掲げる帳簿等を作成のうえ備え置くとともに、甲から要求があったときは閲覧等に応じなければならない。

- (1) 金銭出納簿（指定管理業務に関する会計補助簿）
- (2) 備品一覧表（別紙1記載の備品のほか、本業務の実施に伴い指定期間中に乙が購入した備品は、必ず記帳すること。）
- (3) 使用承認書綴り
- (4) 管理日報
- (5) 例月業務報告書

- (6) 年間業務報告書、事業実績報告書
- (7) 年間業務計画書
- (8) 拾得物台帳
- (9) 緊急対応体制表
- (10) 消防施設点検実施報告書
- (11) 自家用電気工作物点検実施報告書
- (12) 受水槽点検実施報告書
- (13) その他本業務を実施するに当たり必要となる帳簿等

(文書管理)

第11条 乙は、本業務を行うに当たり作成し又は取得した文書等を適正に管理し、当該文書を作成し又は取得した年度終了後5年間保存しなければならない。指定期間が満了し、若しくは指定を取り消された後においても同様とする。

(環境配慮)

第12条 乙は、本業務の実施に当たっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に努めなければならない。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めなければならない。

(適格請求書等保存方式への対応)

第13条 乙は、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について、適切に実施しなければならない。

(会計年度及び経理区分)

第14条 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 乙は、本業務に係る会計と乙の他の事業（第16条に規定する自主事業を含む。）の会計とを区分して経理しなければならない。

(利用促進のための広報の実施)

第15条 乙は、施設の利用促進を図るため、様々な媒体を用いて効果的・積極的な広報を実施しなければならない。

2 乙が作成した施設のホームページは、甲のホームページからリンクさせることとする。

(利用者等満足度調査等の実施)

第16条 乙は、施設の利用者ニーズを把握するとともにサービスの向上についての情報

を得るため、甲の指示に基づき、利用者等満足度調査を実施し、調査実施後1ヶ月以内にその結果を**別紙2**により甲に報告しなければならない。

また、この他にも、甲が指示したときは、県の依頼する業務に関する調査を実施し、その結果を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の調査結果を本業務の運営改善に活用するよう努めなければならない。

(自主事業の実施)

第17条 乙は、大淵池公園の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、第30条に規定する年間業務計画書にその内容を記載しなければならない。また、乙が実施した自主事業については、第31条に規定する年間業務報告書及び第32条に規定する例月業務報告書にその内容を記載しなければならない。

3 甲と乙は、自主事業の実施に当たり、必要に応じて協議を行うものとする。

(県事業等への協力)

第18条 甲が公園の利活用を図るための事業を実施するにあたり、乙に協力を求めた場合には、乙は当該事業の実施に積極的に協力するものとする。

2 甲が公園の機能向上等を目的として公園内で工事を実施する場合、乙は工事が円滑に実施されるよう協力しなければならない。工事により利用料金等に生じた影響について、甲はいかなる責任も負わない。

(運営目標の設定)

第19条 乙は、甲と協議のうえ、毎年度施設の管理運営上の目標を定め、第30条に規定する年間業務計画書に記載しなければならない。

(運営評価の実施)

第20条 乙は、毎年度終了後施設の管理運営上の目標の達成度合い等を検証のうえ、自主的に運営評価を実施し、その結果を第31条に規定する年間業務報告書に記載しなければならない。

(施設予約システムの運用)

第21条 乙は、別添業務仕様書に含まれる「奈良スーパーアプリ施設予約システム提供仕様書」により、施設の利用予約及び利用料金の収納をオンラインサービスで受け付けなければならない。

2 乙は、オンライン以外での施設の利用予約及び利用料金の収納についても、適正に受

け付けなければならない。

(使用承認書に用いる名称及び印影)

第22条 乙が使用承認書に用いる名称は「大淵池公園指定管理者 ○○」とし、使用承認書に用いる印影は**別紙3**のとおりとする。

2 甲は、前項の名称及び印影を公表するものとする。

(総括責任者等の報告)

第23条 乙は、事業計画書に記載された総括責任者を総括責任者として配置しなければならない。総括責任者が不在となる際には、総括責任者の職務を代理する代理者を配置しなければならない。

2 乙は、代理者の選任について、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

3 乙は、第1項の総括責任者及びその代理者（以下「総括責任者等」という。）を、第30条に規定する年間業務計画書に記載しなければならない。

4 乙は、総括責任者等を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(連絡体制)

第24条 甲と乙の間の連絡体制は**別紙4**のとおりとし、これを変更する場合は、甲乙互いにその都度報告するものとする。

(緊急時の対応)

第25条 指定期間中、本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、又はその恐れが生じた場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態の内容その他必要な事項を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

(開業準備等)

第26条 乙は、指定期間の開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、指定期間の開始日から円滑に業務を実施するため、本協定締結後速やかに前の管理者となる者との間で引き継ぎを行うものとする。

3 乙は、指定期間の開始日から、大淵池公園に関する情報を提供するホームページを閲覧に供すると共に、施設の利用予約及び利用料金の収納をオンラインサービスで受け付けるため、指定期間の開始日に先立ち、準備を行うものとする。

4 第1項から第3項に要する費用については、乙の負担とする。

(業務の一部の第三者への委託)

第27条 乙が本業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、乙は委託する業務の内容及び委託の相手方を甲に報告しなければならない。

2 乙が本業務の一部を第三者に委託する場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙が負担するものとする。

3 乙が本業務の一部を第三者に委託する場合、奈良県公契約条例、同施行規則その他関連する通知等を遵守しなければならない。

(施設等の修繕等)

第28条 乙は、施設等の修繕及びナラ枯れ・松枯れ対策（以下、「修繕等」という。）が必要と認めるときは、甲に申し出るものとする。ただし、甲への申し出なく行われた修繕等については、すべて乙が負担するものとする。なお、乙が実施した修繕等については、第31条に規定する年間業務報告書及び第32条に規定する例月業務報告書にその内容を記載しなければならない。

2 修繕等のうち、一件250万円以下のものは乙が実施し、一件250万円を超えるものは甲が行うものとする。ただし、一件250万円を超える修繕等の実施の可否については甲が判断する。

3 甲は、施設等に通常有すべき安全性を欠いている場合又は放置することにより通常有すべき安全性を欠くおそれのある場合には、一件250万円以下の修繕等について、乙にその実施を命じることができる。

(保険の加入)

第29条 乙は、指定期間の開始日から乙及び甲の損害賠償責任を保障する施設管理者賠償責任保険等に加入し、保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

第4章 業務実施に係る乙の報告事項等

(年間業務計画書)

第30条 乙は、毎事業年度開始の1ヶ月前までに、甲と協議のうえ次の各号に示す事項を記載した年間業務計画書（別紙5）を作成し、甲に1部提出しなければならない。

- (1) 管理運営の体制に関する事項
- (2) 本業務の年間実施計画に関する事項
- (3) 収支計画に関する事項

- (4) 運営目標に関する事項
- (5) 自主事業の実施計画に関する事項
- (6) その他甲が指示する事項

(年間業務報告書)

第31条 乙は、毎事業年度終了後、4月30日までに、次の各号に示す事項を記載した年間業務報告書（**別紙6**）を作成のうえ甲に1部提出しなければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等に関する事項
- (4) 修繕及びナラ枯れ・松枯れ対策費の執行状況に関する事項
- (5) 運営目標の達成度に関する自己評価、課題分析
- (6) 自主事業の実施状況に関する事項
- (7) その他甲が指示する事項

2 甲は、年間業務報告書の提出があったときは、速やかにその確認を行うものとする。

(例月業務報告書)

第32条 乙は、次の各号に示す事項を記載した例月業務報告書（**別紙7**）を業務実施月の翌月の10日までに甲に1部提出しなければならない。

- (1) 管理施設の利用状況及び料金収入の実績に関する事項
- (2) 利用者からの要望、苦情、トラブル等の対応状況に関する事項
- (3) 維持管理、修繕等、自主事業、遊具点検に関する事項
- (4) その他甲が指示する事項

(決算資料の提出)

第33条 乙を構成する全ての構成員は、自社の決算終了後、遅滞なく決算書類（貸借対照表、損益計算書等）を甲に提出しなければならない。なお、指定期間終了後、最初の決算が終了するまでは同様とする。

(資料等の提出要求への対応)

第34条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第10項の規定に基づき報告を求める場合のほか、甲が必要があると認めた資料等の提出を求めた場合は、合理的な理由がある場合を除いて乙はこれに応じなければならない。なお、指定期間終了後、又は指定取消し後についても同様とする。

(業務実施状況の確認と改善指示)

第35条 甲は、事業実績報告書による確認のほか、甲と乙による定例会議を毎月、連絡会議を半年毎に開催し、業務履行確認、目標値に対する評価及び分析、問題点の抽出、改善点の検討、情報交換並びに乙の意見及び提案の受入れ等を行うものとする。(別紙8 モニタリングのフロー図)

- 2 甲は、毎年度定期的に、現地目視確認項目を設定して、実地調査を行うものとする。
- 3 甲は前2項のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、施設等へ立ち入ることができる。また、甲は、乙に対して本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について随時説明を求めることができる。乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 第30条及び本条第1項から第3項による確認の結果、乙による業務実施が業務仕様書等に示した実施条件を満たしていない場合は、甲は乙に対して業務の改善等を指示するものとする。
- 5 乙は、前項の指示を受けた場合は、速やかにそれに従わなければならない。

(評価の実施)

第36条 甲は、乙が行う本業務の実施について、奈良県公の施設指定管理者運営評価委員会による評価(以下、「評価委員会」という。)を実施するものとし、その結果を公表する。

- 2 乙は、前項の評価にあたり、評価委員会が定める基準による自己評価等の実施、甲が指示する書類の提出及び評価委員会の委員によるヒアリングや現地調査等への協力をしなければならない。
- 3 甲は、前項の評価の結果、必要と認める場合には、乙に対して業務の改善等を指示するものとする。
- 4 乙は、前項の指示を受けた場合は、速やかにそれに従わなければならない。

第5章 委託料及び利用料金

(委託料の支払い)

第37条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して次の委託料を支払う。

指定期間中の委託料の総額(消費税及び地方消費税を含む。)

000,000千円

(うち修繕料及びマツ枯れ・ナラ枯れ等対策費(以下「修繕料等」という。))

00,000千円)

- 2 甲が乙に対して支払う各年度ごとの委託料の額及びそれに含まれる修繕料等の額は、毎年度、予算成立後、甲が乙に通知する。

- 3 甲は、前項の委託料を次の四半期に分割して支払うものとし、各期の支払額は、前項の通知とあわせて通知する。
 - (1) 第1期(4月～6月)
 - (2) 第2期(7月～9月)
 - (3) 第3期(10月～12月)
 - (4) 第4期(1月～3月)
- 4 乙は、四半期ごとの最初の月の1日から10日までに、当該期の委託料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して当該期の委託料を支払うものとする。ただし、第4期の委託料に関する請求書については、12月25日から送付することができるものとする。
- 5 第2項により通知する各年度ごとの委託料に含まれる修繕料等のうち、修繕料等に使用しなかった額が生じた場合は、乙は、使用しなかった額を翌年度の4月末までに甲に返還するものとする。ただし、指定期間の最終年度を除き、乙は当該使用しなかった額を翌年度に繰り越して、修繕料等に使用することができるものとする。

(委託料の変更)

- 第38条 甲又は乙は、指定期間中に災害等不測の事態の発生により前条第1項の委託料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して委託料の変更を申し出ることができるものとする。
- 2 甲又は乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
 - 3 変更の可否や変更すべき金額等については、前項の協議により決定のうえ、必要な措置を講じるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

- 第39条 乙は、本施設に係る利用料金を乙の収入として、收受するものとする。

(利用料金の決定)

- 第40条 利用料金の額は、都市公園条例及び奈良県立都市公園条例施行規則(昭和35年3月奈良県規則第15号)に定める使用料の額の範囲内で、あらかじめ甲の承認を得て乙が定めるものとする。
- 2 乙は、前項の利用料金の額を定めようとするときは、利用料金承認申請書(別紙9)を利用料金の額を適用しようとする日の2ヶ月前までに甲に提出しなければならない。
 - 3 甲は、前項の承認をしたときは、その内容を公表するものとする。
 - 4 乙は、利用料金を還付する場合の基準を定め、第2項の利用料金承認申請書の提出と同時に甲に提出し、甲の確認を受けなければならない。
 - 5 乙は、利用料金の額並びに利用料金の還付の基準を利用者にわかりやすく表示しな

ればならない。

(利用料金の減免)

第41条 乙は、次の各号に掲げる者について、利用料金の2分の1を減ずるものとする。

- 一 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する障害児及び障害者（以下、「障害者」という。）
- 二 障害者並びにその介助を行う者を主な構成員とし、専ら障害者のために活動している団体で、かつ、奈良県障害福祉課において「県有施設減免利用登録団体」として登録された団体

第6章 損害賠償及び不可抗力

(リスク分担)

第42条 指定期間中の甲乙のリスクの分担は次のとおりとする。ただし、ここに定めるもの以外の事項については甲乙協議により決定する。

リスクの種類	内容	負担者	
		甲	乙
法令変更	乙が行う本業務に影響のある法令等の変更	○	
第三者賠償	本業務の遂行上第三者に損害を与えた場合		○
物価	指定管理者決定後のインフレ、デフレ		○
不可抗力等	自然災害、暴動・テロ等の人災等による業務の変更、中止、延期 ※1	甲乙協議	
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	甲の責任による中止・延期	○	
	乙の責任による中止・延期		○
	乙の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振		○
運営費の膨張	甲以外の要因による運営費の膨張		○
施設損傷リスク	通常利用による施設、機器の損傷		○
	施設の隠れた瑕疵等、甲の責めによるもの	○	
	管理上の瑕疵等、乙の責めによるもの		○
	第三者の責めによるもの	甲乙協議	

債務不履行	甲の協定内容の不履行	○	
	乙の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	甲が要求する仕様の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設管理上の瑕疵による事故		○
警備リスク	乙の警備不備によるもの		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	甲の帰責 ○	乙の帰責 ○

※1 不可抗力等とは、自然災害、暴動・テロ等の人災、伝染病、第三者による不法行為その他甲乙双方の責めに帰すことのできない事由の発生をいう。

※2 施設・機器等の不備又は施設管理上の瑕疵等による事故への対応のため、乙はリスクに応じた保険（施設管理者賠償責任保険等）に加入するものとする。

2 乙は、甲が自ら実施するイベント等の管理運営業務に伴い休業等のリスクが発生した場合を含め、いかなる場合においても、甲に対し休業補償等を請求することができない。

（損害賠償義務）

第43条 乙は、その責めに帰すべき事由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、乙の負担により原状回復しなければならない。また、甲に別に損害が生じた場合はその損害を賠償しなければならない。

（第三者への賠償）

第44条 本業務の実施において、第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が乙の責めに帰すことのできない事由による場合は、その限りではない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（不可抗力等発生時の対応）

第45条 不可抗力（自然災害、暴動・テロ等の人災、第三者による不法行為その他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。）が発生した場合、乙は速やかに甲へ報告を行い、不可抗力の影響を早期に除去するための対応措置その他必要な対応措置をとるとともに、不可抗力により発生する損害及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

2 乙は、不可抗力等の発生に起因し、甲が施設の利用制限、応急活動への参加を要請したときは、これに最大限協力するよう努めなければならない。

- 3 法令改廃により、対応措置が必要となった場合、乙は、速やかに必要な対応措置をとらなければならない。

(不可抗力等によって発生した費用等の負担)

第46条 不可抗力等の発生に起因して甲、乙又は第三者に損害や増加費用が発生した場合、甲と乙は協議を行い、不可抗力等の判定や費用負担等を決定するものとする。

(不可抗力等による一部の業務実施の免除)

第47条 前条に定める協議の結果、不可抗力等の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、乙は不可抗力等により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議のうえ、乙がこれにより免れた業務に係る費用の額を委託料から減額することができるものとする。

第7章 指定期間の終了

(業務の引継ぎ等)

第48条 乙は、本協定の指定期間の終了に際して、甲又は甲が指定する次期の指定管理者に対し、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるよう、業務に必要なデータ等を遅滞なく提供し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、本協定の指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する次期の指定管理者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。
- 3 乙は、前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。
- 4 第11条の規定にかかわらず、乙は、次の各号に定める文書を甲又は甲が指定する次期の指定管理者に引き継ぐものとする。
 - (1) 備品一覧表
 - (2) 使用承認書綴り(指定期間中に承認したもの)
 - (3) その他本業務を実施するに当たり必要となる帳簿等

(原状回復義務)

第49条 乙は、本協定の指定期間の終了までに、指定期間の開始日を基準として施設等を原状に回復し、甲に対して施設等を引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は施設等の原状回復は行わずに、

別途甲が定める状態で甲に対して施設等を引き渡すことができるものとする。

(備品の引き継ぎ)

第50条 本協定の指定期間の終了に際し、乙は、甲又は甲が指定する次期の指定管理者に対して備品を引き継がなければならない。

(使用承認及び利用料金の扱い)

第51条 乙は、指定期間が終了するまでの間は、指定期間の終了の日の翌日以降に係る施設の使用承認の業務を行うものとする。

2 乙は、指定期間の終了の日の翌日以降の日に係る施設の利用料金を収受したときは、甲又は甲が指定する次期の指定管理者に当該利用料金を引き継がなければならない。

3 乙は、指定期間の終了に際して、存在する未納の利用料金等本業務に関する債権債務一切について、指定期間終了後も適切に回収等の対応措置をとるものとする。

第8章 指定期間終了日前の指定の取消し

(本業務の継続が困難になった場合等の報告)

第52条 乙は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。また、第3号に該当する場合には、警察に対し必要な届出を行わなければならない。

(1) 本業務の継続が困難になったとき又はそのおそれが生じたとき

(2) 募集要項において定めた下記の欠格条項のいずれかに該当することとなったとき
(乙を構成するもののいずれかが該当することとなった場合を含む。)

ア 奈良県議会の議員、知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下「役員等」という。)であり、主として公の施設の指定管理業務を行う法人。ただし、知事、副知事並びに同条第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第122条に規定するもの(県が出資しているものに限る。)については、この限りではない。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本県における一般競争入札の参加を制限されている法人等

ウ 奈良県から入札参加停止を受けている法人等

エ 会社更生法、民事再生法又は商法に基づき更生、再生又は会社整理の申立手続きをしている法人

オ 奈良県税(奈良県内に事業所を有しない者)にあつては、本店の所在する都道府

県の都道府県税)、法人税、消費税(地方消費税含む。)及び市町村税(奈良県内の市町村に納税義務の生じたものに限る。)を滞納している法人(法人格のない団体にあつては代表者が奈良県税(奈良県に住所を有しない者にあつては、住所の存する都道府県の都道府県税)、所得税、消費税(地方消費税含む。)及び市町村税(奈良県内の市町村に納税義務の生じたものに限る。))

カ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人(法人格のない団体にあつては代表者が法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に該当する団体)

キ 役員等(乙の構成員の非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である法人等

ク 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与している法人等

ケ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

コ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している法人等

サ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(3) 本協定にかかる業務の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたとき

(4) 奈良県内に事務所を有しないこととなったとき

(乙の責めによる指定の取り消し)

第53条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対して必要な指示を行い、期間を定めて改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。

(1) 乙が本協定内容を履行せず、又はその他実施条件に違反したとき

(2) 業務に関し不正行為があったとき

(3) 甲に対し虚偽の報告等をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき

- (4) 乙の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたとき
 - (5) 前条第2号アからカに規定する欠格条項のいずれかに該当することとなったとき（乙を構成するもののいずれかが該当することとなった場合を含む。）
 - (6) 前条第4号に該当することとなったとき
- 2 前項の場合において、乙が期間内に改善することができなかったときは、甲は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。
- 3 乙が、次の各号のいずれかに該当する場合（乙を構成するもののいずれかが該当することとなった場合を含む。）にあっては、甲は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消すものとする。
- (1) 前条第2号キからサまでに規定する欠格条項に該当することとなったとき
 - (2) 前条第3号の規定による報告又は警察に対する届出をしなかったとき
 - (3) 本協定に係る管理業務の一部を第三者に委託するに当たって委託の相手方が前条第2号キからサまでに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき
 - (4) 本協定に係る管理業務の一部を第三者に委託するに当たって前条第2号キからサまでに該当する者をその委託の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき
- 4 甲は、前2項に基づいて指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を行おうとするときは、事前にその旨を乙に通知するとともに、乙に意見陳述の機会を与えるものとする。ただし、公益上、緊急の必要があり、意見陳述のための手続きを執ることができないときは、この限りでない。
- 5 第2項及び第3項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
- 6 第2項及び第3項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙が委託料を受領しているときは、乙は、受領済みの委託料の全部又は一部を甲に返還しなければならない。
- 7 第2項及び第3項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(不可抗力による指定の取り消し)

第54条 甲又は乙は、不可抗力の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定の取り消しの協議を要求することができるものとする。

- 2 前項の協議の結果、本業務の継続が困難と判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項の取り消しによって発生する損害、増加費用の額及びそれらの負担区分は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定を取り消した場合の取り扱い)

第55条 第47条から第50条までの規定は、第51条又は第52条の規定により指定を取り消した場合にこれを準用する。

- 2 第51条又は第52条の規定により指定を取り消した場合、乙は、第31条の規定に準じて指定を取り消された日までの年間業務報告書を作成し、甲が指定する日までに甲に提出しなければならない。

第9章 その他

(乙による改善等の申出)

第56条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して改善等の実施を申し出ることができるものとする。

- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害又は損失を被ったとき

- 2 甲は、前項の申出を受けた場合は、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(監査委員等による監査)

第57条 乙が行う施設管理の業務に係る出納関連の事務が、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人による監査の対象となった場合は、乙は監査を受けなければならない。

(情報公開)

第58条 乙が甲に提出した文書等は、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第2条第2項に規定する行政文書として同条例の適用を受けるものとする。

(重要事項の変更の報告)

第59条 乙は、乙の各構成員の定款、名称、主たる事務所の所在地、代表者に変更があった場合は、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。

(禁止事項)

第60条 乙は、本業務の全てを一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
2 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはなら

ない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(請求、通知等の方法)

第61条 本協定に関する甲乙間の請求、通知、申出、報告、指示及び承認は、本協定に特別の定めがある場合を除き、原則として書面により行わなければならない。

(共同体による業務の実施等)

第62条 乙を構成する各構成員は、共同連帯して本業務を実施するものとし、本協定上の債務は構成員が連帯してその債務を負担するものとする。

2 甲は、本協定に基づく全ての行為を共同体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った全ての行為は、乙を構成する全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、乙は、甲に対して行う本協定に基づく全ての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。

3 甲は、乙の代表者に対して本協定に基づく行為を行うことができない場合は、その旨を相手方に伝え、乙を構成する構成員のいずれかに当該行為を行うことができる。この場合においては、甲が乙を構成する構成員のいずれかに当該行為を行ったときは、甲は乙に対して当該行為を行ったものとみなす。

(協定の変更)

第63条 本業務に関し、事情の変更により本協定を変更する必要があるときは、甲と乙は協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

(年度協定の締結)

第64条 本協定に定めるほか、指定期間中の各年度の業務実施に関して、特に定める必要のある事項が生じた場合は、甲と乙は協議のうえ、別途年度協定を締結することができるものとする。

(疑義についての協議)

第65条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議のうえ、これを定めるものとする。

2 前項の協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

所在地 奈良市登大路町30番地

名称 奈良県

代表者 奈良県知事 山下 真 

乙（指定管理者）

所在地 ○○

名称 ○○

代表者 代表構成員 ○○

代表 ○○ ○○ 

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、

甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

特定公契約特約条項

(総則)

- 第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される協定（以下「本協定」という。）と一体をなす。
- 2 奈良県及び本協定の受注者は、本協定が奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する特定公契約であることに鑑み、条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号。以下「施行規則」という。）及び奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）の規定を遵守し、この特約条項に従い、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本協定を誠実に履行しなければならない。
- 3 この特約条項における用語の定義は、条例の定めるところによる。

(関係法令の遵守)

- 第2条 受注者は、条例第6条第2号の規定に基づき、本協定の履行について、次に掲げる事項その他の法令を遵守しなければならない。
- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(特定公契約履行責任者の選任)

- 第3条 受注者は、条例第9条及び施行規則第7条の規定に基づき、協定締結後速やかに、特定公契約履行責任者1人を選任し、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 2 受注者は、特定公契約履行責任者を変更したときは、速やかに、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。

3 受注者は、この特約条項に関する事務を特定公契約履行責任者に行わせるものとする。

(特定労働者への明示)

第4条 受注者は、条例第10条及び施行規則第8条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を、特定労働者に明示しなければならない。

(1) 本協定が条例に規定する特定公契約であること。

(2) 受注者及び下請負者等は、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項の遵守を約していること。

(3) 特定労働者は、受注者又は下請負者等が、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考えるときは、奈良県又は受注者若しくは当該下請負者等に申出をすることができること。

2 前項の規定による明示は、前項各号の事項を特定労働者が従事する作業場の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。ただし、当該事項を記載した書面を特定労働者に配布し、その受領を確認した書類を作業場に備え付けておく等の方法により行うこともできる。

3 奈良県は、第1項の規定による明示の状況を確認するものとする。

4 奈良県及び受注者は、第1項第3号による申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。

5 奈良県及び受注者は、本協定に係る業務に従事する労働者のうち、特定労働者以外のものから、受注者が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときも、前項と同様に誠実に対応しなければならない。

6 受注者は、労働者が第1項第3号又は前項の申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(下請負者等への明示及び指導)

第5条 受注者は、本協定に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、条例第11条の規定に基づき、本協定が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、次の各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならない。

(1) 下請負者等は、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守しなければならないこと。

(2) 下請負者等は、条例第12条の規定に基づき、本協定に係る賃金支払状況等について、事業者別賃金支払状況等報告書を作成し、受注者の指定する時期に、受注者に提出しなければならないこと。

(3) 下請負者等は、条例第13条から第15条の規定に基づき、受注者が下請負者等に対

し、条例及びこの特約条項に定める義務について、必要な対応を求めたときは、応じなければならないこと。

(4) 下請負者等は、特定労働者から、下請負者等が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならないこと。

(5) 下請負者等が、本協定に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、本協定が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、前各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならないこと。

- 2 受注者は、下請負者等に前項の明示を行ったこと及び下請負者等が前項各号の事項を約した者であることを明らかにするため、下請負者等から、特定公契約誓約書又はその写しを徴しなければならない。
- 3 受注者は、条例第11条第2項の規定に基づき、下請負者等が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その遵守がなされるよう、指導その他必要な措置をとらなければならない。

(賃金支払状況等の報告)

第6条 受注者は、条例第12条及び施行規則第9条の規定に基づき、奈良県が指示する時期に事業者別賃金支払状況等報告書及び賃金支払状況等報告送付書を作成し、奈良県に提出しなければならない。

- 2 受注者は、下請負者等の賃金支払状況等について、当該下請負者等から事業者別賃金支払状況等報告書を提出させ、これを取りまとめて奈良県に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し事業者別賃金支払状況等報告書の提出を指示したにもかかわらず、下請負者等が受注者に提出しなかったときは、賃金支払状況等報告送付書により、その提出を指示した日時及び方法その他必要な事項を奈良県に報告しなければならない。

(説明等の要求)

第7条 受注者は、条例第13条及び施行規則第10条の規定に基づき、奈良県が説明等を求めたときは、奈良県が指定する期限までに、説明等に係る報告書により説明等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により説明等を求められた内容が下請負者等に係るものである場合は、受注者は、当該下請負者等に対し説明等を求め、説明等に係る報告書により奈良県に説明等を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し説明等を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に説明等を行わなかったときは、受注者は、その説明等を指示した日

時及び方法その他必要な事項を、説明等に係る報告書により奈良県に報告しなければならない。

(立入調査)

第8条 奈良県は、条例第14条第1項の規定に基づき、受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をしようとする場合は、施行規則第11条の規定に基づき、受注者及び当該下請負者に通知しなければならない。

2 受注者は、奈良県の職員が前項の立入調査をするときは、その職員の求める物件を提示し又はその質問に答える等必要な協力をしなければならない。

3 受注者は、奈良県の職員が下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、立入調査に同行するとともに、当該下請負者等に対して必要な指示をし、立入調査に協力させなければならない。

4 奈良県は、条例第14条第1項に規定する場合には、同条の規定により行う立入調査のほか、県外に所在する受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をすることができる。この場合の立入調査の手続は、条例第14条、施行規則第11条及び前3項の例による。

(措置報告)

第9条 奈良県は、条例第15条第1項及び施行規則第12条第1項の規定に基づき、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めたときは、受注者にその内容を通知するものとする。

2 受注者は、奈良県から前項による通知を受けたときは、条例第15条第2項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、奈良県が指定する期限までに、講じた措置及びその結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により通知を受けた内容が下請負者等に係るものであるときは、条例第15条第3項の規定に基づき、当該下請負者等に対し必要な措置を講じるよう求め、講じた措置及びその結果を報告させ、その報告された結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

4 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し報告を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に報告を行わなかったときは、受注者はその報告を求めた日時及び方法その他必要な事項を、措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

5 受注者は、第2項による必要な措置を講じる場合は、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(文書の保存)

第10条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき作成し又は取得した文書を、本協定

の履行完了後2年間保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

(提出書類の様式)

第12条 この特約条項に基づく提出書類の様式は、奈良県が別に指示するところによる。

(その他)

第13条 条例、施行規則、奈良県契約規則、本協定及びこの特約条項に定めのない事項は、必要に応じて奈良県と受注者が協議して定める。